

令和3年9月10日

保護者の皆様
生徒の皆さん

福島県立橘高等学校長

新型コロナウイルス感染拡大防止に係る対応について（お知らせ）

平素より本校の教育活動について御理解と御協力を賜り感謝申し上げます。

さて、昨日、福島県から「まん延防止等重点措置」及び「福島県非常事態宣言」が9月30日(木)まで延長されることが示され、このことを踏まえ、福島県教育委員会より通知がありました。本校として9月12日までとしておりました対応を下記のとおり延長しますので、御理解と御協力をお願いいたします。

記

- 1 対象期間 令和3年9月13日（月）から令和3年9月30日（木）まで
- 2 教育活動全般について
 - (1) 検温、マスク着用、換気、手洗いを徹底します。
 - (2) 感染リスクの高い学習活動は行いません。
 - (3) 昼食時の防止策を徹底します。(対面しない、会話を控える、換気を強化するなど)
 - (4) 日常の健康観察を徹底します。
 - ・ 体調不良が見られる場合には検温・観察し、速やかに早退の連絡をします。
 - (5) 宿泊を伴う学校行事、合宿、遠征等は停止します。
 - (6) 感染者、濃厚接触者への偏見が生じないように指導します。
- 3 部活動について
 - (1) 合宿や遠征、他校との練習試合等は停止します。ただし、全国、東北、県大会の宿泊を兼ねての参加は可能としますが、参加人数を最小限にするなど、感染症対策を徹底します。
 - (2) 活動前後に会食することを控え、会話の際はマスク着用を指導します。
 - (3) 外部団体と交流する場合は、感染症対策の徹底について協力を求めます。
 - (4) 個人や少人数での短時間の活動とします。
 - ※具体的な対応については各部活動顧問の指示に従ってください。
 - ※大会やコンクール等に向けての練習・準備等については顧問の指示に従ってください。
- 4 その他のお願い
 - (1) 不要不急の外出及び感染拡大地域への往来は控えてください。やむを得ない事情により感染拡大地域へ往来する場合は、往来後2週間の健康観察を徹底してください。(登校は可能です。)
 - (2) お子様本人が感染したり、濃厚接触者として特定された場合やお子様^に風邪等の症状が見られる場合、ご家族に発熱された方がおられる場合など、無理に登校することのないようご配慮願います。
 - (3) ご心配な点がある場合には学校までご相談ください。また、お子様やご家族のPCR検査の実施など、関連情報についても御一報いただきますようお願いいたします。